

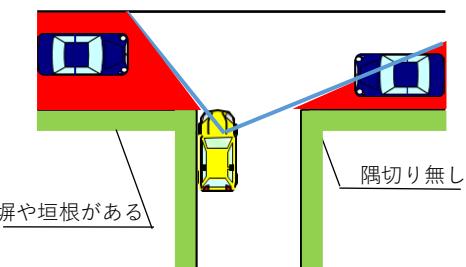
◎カーブミラーの設置可否に関する判断基準の例

I 設置できると判断する場合

①道路線形が湾曲、屈曲、又は屈折しており見通しが確保できない場合



②道路に隅切りがなく、塀や生垣で見通しが確保できない場合



II 設置できないと判断する場合

①一時停止等の道路交通法により規制された交差点



②私道と公道の交差点及び私道  
※但し、公道と公道を接続する私道を除く。



③個人宅等の出入り口



④歩道があり、徐行して歩道部へ進むことにより見通しが確保できる場合



⑤隅切りがあり、見通しが確保されている場合

